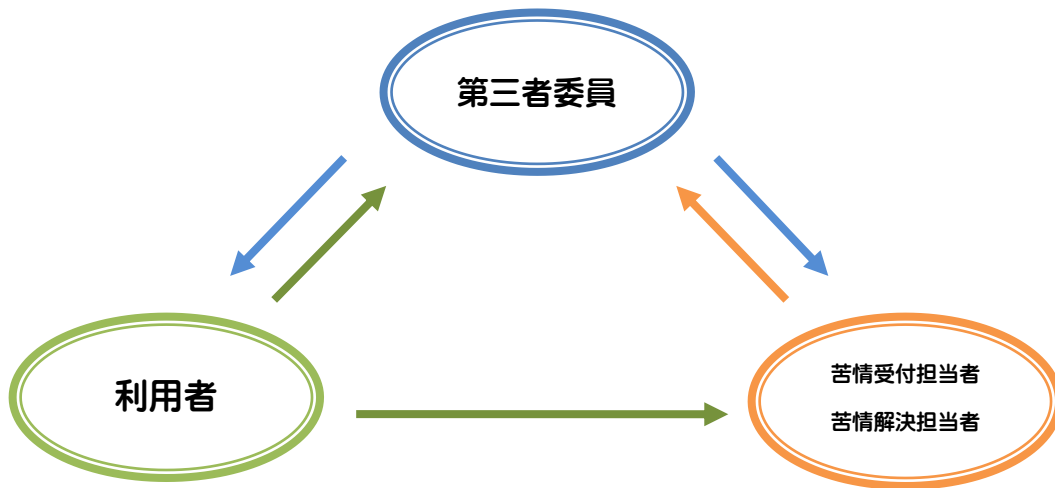


学校法人が提供する教育・保育サービスに 係わる苦情への対応

苦情の円滑、円満な解決を図るため、第三者委員を設置しています。



「苦情申出窓口」の設置について

本法人では、利用者からのご意見・ご要望に適切に対応する体制を整えることと致しました。

本法人事業所（認定こども園及び保育所）における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、ご意見・ご要望の相談解決に努めることと致しましたので、お知らせいたします。

記

1. ご意見・ご要望の相談解決責任者

| | |
|--------|-----------|
| 曾木 百合子 | みころも幼稚園園長 |
| 青木 恵美子 | みころん保育園園長 |

2. ご意見・ご要望の受付担当者

松沼 宏枝 みころも幼稚園 主任

串田 友香 みころん保育園 主任

3. 第三者委員

八王子市議会議員

水野 淳 TEL：042-667-7631

八王子市農業協同組合理事

石川 恵一 TEL：042-661-2444

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員の立会いによる苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認